



全ての人の人権が尊重される社会へ

愛知県人権尊重の社会づくり条例

2022年4月1日

「愛知県人権尊重の社会づくり条例」が施行されました。

相互に人格と個性を尊重し合いながら

支え合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない

人権尊重の社会づくりを進めましょう。

〈条例制定までの本県における人権施策の取組〉

- ・「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」(2001年2月策定)に基づき施策を推進し、人権に関する重要課題に取り組む。



女性、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、感染者患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、ホームレス、性的少数者等

〈人権に関する課題、人権尊重の機運の高まり〉

- ・今もなお、様々な人権課題が存在し、複雑化、多様化している。
- ・新型コロナウイルス関連のインターネットの誹謗中傷等の問題も発生
- ・2016年、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律等が施行
- ・2021年、国会で性的少数者への理解増進のための法律整備に向けた調整



〈

〈議会等〉

- ・有識者会議（3回開催）、パブリックコメントを経て、2022年2月に定例県議会で審議・議決

2021年10月～11月 提出人数464名、意見件数829件



〈愛知県人権尊重の社会づくり条例の制定〉

- ・2022年4月1日施行
- ・公の施設に関する指針、公表等の規定は同年10月1日施行
- ・あらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。



<条例の概要>

- 包括的な人権条例
- 県、県民、事業者の責務を規定
- 基本計画の策定
- 相談体制の整備
- 愛知県人権施策推進審議会の設置
- 4つの人権問題を個別に規定

「インターネット上の誹謗中傷等」

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」

「部落差別に関する問題」

「性的指向及び性自認の多様性」

条例の趣旨を踏まえて、
様々な人権課題の解消に
向けた施策を、より一層
推進していく



〈基本計画の検討（2023年度）〉

- ・ 愛知県人権施策推進審議会（4回開催）、関係団体へのヒアリングやワークショップ、パブリックコメント



〈あいち人権推進プランの策定〉

- ・ 2024年3月策定
- ・ 計画期間：2024年度から2028年度までの5年間
- ・ 位置づけ：様々な活動主体の役割を示すとともに、全ての主体が人権尊重の社会づくりを実践する上で参考となるプラン

プラン策定の基本的事項

あいち人権推進プラン

趣旨

2022（令和4）年に施行した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本プランを策定しました。

位置づけ

本プランは、人権尊重の社会づくりに関する本県の基本的な考え方や取組方針を示した指針としての性格と、本県が実施する推進施策を体系的に掲げる中期行動計画としての性格を合わせ持つものです。

また、人権尊重の社会づくりを着実に推進していくためには、様々な地域社会の担い手の連携・協働した取組が重要です。そのため、国、県、市町村、県民、企業等事業所、NPO、大学など、様々な活動主体の役割を示すとともに、こうした全ての主体が人権尊重の社会づくりを実践する上で参考となるプランとしました。

計画期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

策定方法

本プランの策定にあたり、愛知県人権施策推進審議会で専門的な意見を伺うとともに、様々な県民の声を幅広くお聴きするため、関係団体へのヒアリングや人権啓発キャラバンによるワークショップなどを行いました。

【基本目標】

相互に人格と個性を尊重しながら支え合い、多様性を認め合う、
誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり

【施策目標】

施策目標 1 あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり〈包括性〉

人権課題の解消に向けては、まず、人々の人権意識の向上を図り、包括的に人権侵害の未然防止を図っていかねばなりません。人権意識の向上は、人権啓発・教育によって人の深部に働きかける必要があります。国や市町村はもちろん、企業等事業所、NPOなどの民間団体等とも協力しながら、地域社会等へ働きかけていきます。また、人権に関する相談に的確に対応するとともに、関係機関との連携を図ることにより、あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくりをしていきます。

施策目標 2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応〈多様性〉

人権課題は多岐にわたり、課題がちがっていても共通した面がある一方で、課題ごとの個別性もあります。また、同じ人権課題であっても、一人一人、程度に差があったり、考え方のちがいによって、どのような対応を求めるかも様々です。こうした一人一人のニーズに応じた対応は、障害者の分野では合理的配慮という言葉で表されますが、それ以外のあらゆる人権課題においても求められます。また、近年、注目されているインターネットによる人権侵害や性的少数者、ヤングケアラーといった課題のほか、遺伝情報・ゲノム情報による差別といった新たな人権課題が次々に可視化されてきています。このように、人権課題も当事者のニーズも多様であることを踏まえ、一人一人に寄り添いながら対応していきます。

インターネットによる人権侵害、外国人、部落差別、性的少数者、子ども、女性、高齢者、障害者、感染者患者等、犯罪被害者等、ホームレス、等

施策目標3 交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり〈交差性〉

被差別部落の女性や障害のある高齢者、性的少数者の外国人など、人権課題が交差している場合には、分野ごとの限定した枠組だけではなかなか解決できません。また、人権課題に対応する各機関や支援者においては、単独では対応し切れない場合があります。一方で、人権課題を抱える人たちは、分野は異なっても、経験の類縁性によって、つながりが生まれる可能性があります。したがって、人権課題を抱える当事者同士も、人権課題に対応する各機関や支援者も、交差する人権課題を踏まえ、相互に認め合いながら、支え合っていけるような連携・協働の関係づくりを行っていきます。

○人権課題における交差性の理解促進

県民や企業等事業所に対して、交差性という概念によって人権課題を捉えることの意義や交差性による差別や困難さが複雑であり、深刻であることについて、周知を図り、理解を促進していく。

○当事者・団体間等の連携・協働の関係づくり

課題解決に向けての「交差性」という考え方を当事者等に広めるとともに、当事者等が直接対話し交流する機会を設けることにより、ゆるやかな連携・協働の関係づくりをめざす。

○交差する人権課題への対応

各分野で設置している専門機関が連携し、重層的に支援するとともに、各種相談窓口のネットワーク化を図ることにより、包括的な対応をしていく。

～2024年度の取組～

◆「あいち人権推進プラン」の推進

- ・ 条例に基づく基本計画である「あいち人権推進プラン」に基づき、人権施策を総合的・計画的に推進

◆愛知県人権施策推進審議会の開催

- ・ 人権施策の推進に関する重要事項についての調査、審議の実施

◆「あいち人権センター」の運営

- ・ 人権教育及び啓発の拠点として、企画展の開催や啓発資料の配布・貸出を行う

◆人権相談事業の実施

- ・ 人権相談員による一般相談の実施（月～金 9:00～17:00）
- ・ 弁護士による人権問題法律相談の実施（月に1回）
- ・ 専門機関による性的少数者電話相談の実施（6月から実施 月に1回）

◆インターネットモニタリングの実施

- ・ インターネット上の誹謗中傷等情報収集
- ・ 被害者の求めに応じた削除申請方法等の助言・支援

～2024年度の取組～

◆本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要の公表

- ・当該差別的言動の「概要」を公表

◆愛知県ファミリーシップ宣誓制度の運用・普及啓発【新規】

- ・2024年4月から運用開始

◆性の多様性に係る庁内連絡会議の開催

- ・県の事務事業において配慮が求められる事項を検証

◆条例及びプランの普及啓発

- ・人権課題をテーマとした講演会及びワークショップの実施

◆人権啓発活動及び事業の実施

- ・部落差別を始めとする様々な人権課題について正しい理解を求め、人権意識が高まるよう、啓発活動や事業を実施



身近な人権について考えてみませんか？

あいち人権センター



人権情報の収集・発信

- ・ 図書・DVDの閲覧
- ・ イベント情報の提供

研修・学習の支援

- ・ 図書・DVDの貸出
- ・ 研修講師の派遣
- ・ 啓発パネルの貸出



学びの場の提供

- ・ 企画展の開催
- ・ 講演会の開催

人権に関する相談

- ・ 人権相談員による一般相談
- ・ 弁護士による法律相談
(毎月1回・要予約)



○県人権推進課Webページ

人権に関する様々な啓発資料をダウンロードできます

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/>

人権に関する 相談窓口のご案内

あいち人権センターでは、人権に関する相談窓口を設置しています。相談内容によって、人権に関する一般的な情報の提供や助言、専門相談機関等の案内を行うなど、解決に向け、お手伝いします。

電話
による相談

相談専門ダイヤル

052-954-6806

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始除く）

受付時間：午前9時～午後5時

【 通話料は各自負担 】

面談
による相談

あいち人権センター（愛知県東大手庁舎3階）

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始除く）

受付時間：午前9時～午後5時

【 予約不要 】

○ 性的少数者の当事者の方や、その周りの方々が相談できる専門窓口として、2024年6月から「愛知県にじいろ電話相談」を新たに開始

- ・ 受付時間 毎月第3月曜日 午後7時から午後10時
- ・ 電話番号 0120-241-612 ※フリーダイヤルのため、通話料無料
- ・ 委託先 LGBTを支援する県内のNPO法人

愛知県ファミリーシップ宣誓制度

○ 2024年4月から、「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」を運用開始

愛知県ファミリーシップ宣誓制度の内容

- 様々な事情により婚姻制度を利用できない、互いを人生のパートナーとして認め合う二人及びその子を始めた近親者が、家族と約した関係であることを宣誓し、県がその宣誓を受理したことを証明する制度
- 「愛知県人権尊重の社会づくり条例」の理念である「多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」の実現に向けた取組の一助として実施するもの
- 同性カップルだけでなく、異性カップルや子を始めた近親者を対象とした制度としては、都道府県レベルでは初となる

【制度の特徴】

- ・ 対象者は、パートナー（同性・異性を問わない）及びその子を始めた近親者（三親等内）
- ・ 宣誓方法は、対面での宣誓に加え、オンライン宣誓も可能
- ・ 宣誓者には、A4サイズ及びカード型の受理証を発行
- ・ 安心して宣誓いただけるよう、事前調整の上、宣誓場所は個室等で対応

※本制度は、県が要綱に基づき独自に実施するもので、法律婚と異なり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではない

愛知県ファミリーシップ宣誓制度


制度利用者が活用できるサービス等

- 受理証明書等の提示により、県の行政サービス等を受けられる
- 県の行政サービス等の他、県内市町村の行政サービス等も受けられるものがある
(県人権推進課Webページに最新情報を掲載)

【主な県行政サービス等】

県営住宅への入居、犯罪被害者等支援、県立病院における面会等、県職員の福利厚生 等

● 受理証明カード

 **愛知県** 第 _____ 号

ファミリーシップ宣誓書受理証明カード

_____ 様 _____ 様

(_____ 年 月 日生) (_____ 年 月 日生)

愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日 _____ 年 月 日

愛知県知事 ○○ ○○ 印

< 表面 >

カードを提示された方へ

このカードは、宣誓者が愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するファミリーシップの関係にあることを宣誓し、愛知県がその宣誓書を受理したことを証するものです。

このカードの提示を受けた方は、本制度の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。

子を始めとした _____ (_____ 年 月 日生)
近親者等 _____ (_____ 年 月 日生)

(通称名を使用している場合の戸籍上の宣誓者の氏名)

発行：愛知県県民文化局人権推進課

< 裏面 >

愛知県ファミリーシップ宣誓制度

● 自治体の制度導入状況（2024年9月2日現在）

都道府県 (29都府県)	ファミリーシップ制度（2県） 鳥取県、 <u>愛知県</u> パートナーシップ制度（27都府県） 青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、新潟県、福井県、長野県、 <u>岐阜県</u> 、 <u>静岡県</u> 、 <u>富山県</u> 、 <u>山梨県</u> 、三重県、滋賀県、大阪府、 <u>兵庫県</u> 、奈良県、和歌山県、島根県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、大分県
県内自治体 (35市町)	ファミリーシップ制度（30市町） <u>名古屋市</u> 、 <u>豊橋市</u> 、 <u>岡崎市</u> 、 <u>一宮市</u> 、 <u>瀬戸市</u> 、 <u>半田市</u> 、 <u>春日井市</u> 、 <u>豊川市</u> 、 <u>豊田市</u> 、 <u>安城市</u> 、 <u>蒲郡市</u> 、 <u>犬山市</u> 、 <u>江南市</u> 、 <u>小牧市</u> 、 <u>新城市</u> 、 <u>東海市</u> 、 <u>大府市</u> 、 <u>知多市</u> 、 <u>知立市</u> 、 <u>尾張旭市</u> 、 <u>日進市</u> 、 <u>田原市</u> 、 <u>清須市</u> 、 <u>みよし市</u> 、 <u>長久手市</u> 、 <u>豊山町</u> 、 <u>大口町</u> 、 <u>扶桑町</u> 、 <u>東浦町</u> 、 <u>武豊町</u> パートナーシップ制度（5市町） 刈谷市、西尾市、高浜市、 <u>豊明市</u> 、幸田町

※下線は異性カップル含む。

愛知県ファミリーシップ宣誓制度

渋谷区・虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査

Shibuya City Office・NPO Nijiro Diversity Collaborative Study of LGBT Partnership Coverage in Japan

交付件数 (2024年5月31日時点)
Number of couples who registered by May 31, 2024

7,350組

導入自治体 (2024年6月28日時点)
Number of local governments with LGBT partnership system by June 28, 2024

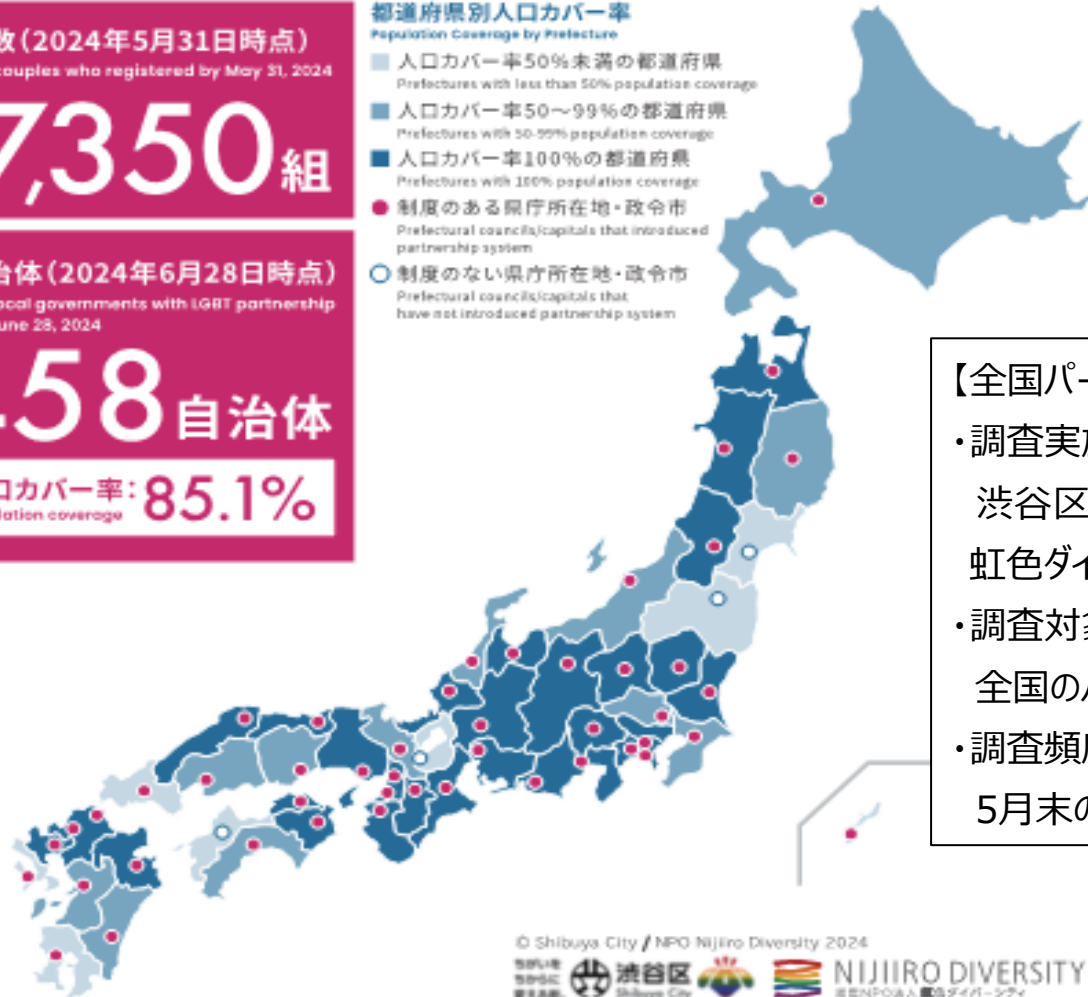
458自治体

人口カバー率: **85.1%**
Population coverage

都道府県別人口カバー率

Population Coverage by Prefecture

- 人口カバー率50%未満の都道府県
Prefectures with less than 50% population coverage
- 人口カバー率50～99%の都道府県
Prefectures with 50-99% population coverage
- 人口カバー率100%の都道府県
Prefectures with 100% population coverage
- 制度のある県庁所在地・政令市
Prefectural councils/capitals that introduced partnership system
- 制度のない県庁所在地・政令市
Prefectural councils/capitals that have not introduced partnership system



【全国パートナーシップ制度共同調査】

- ・調査実施主体
渋谷区および認定特定非営利活動法人
虹色ダイバーシティ
- ・調査対象
全国のパートナーシップ制度導入自治体
- ・調査頻度
5月末の実績値を調査 (年1回)